

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 7
要 望 内 容	回 答		
二 競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を 1 6 7 減らした教育予算を復活し、すべての学校で教育条件整備・改善をすること。 - すべての学年で 3 0 人学級を実現すること。当面、小学校 3 年生まで 3 5 人学級を拡充すること。 - 学校経常運営費を増額すること。 - 老朽校舎等の改修計画を作成し、教育環境の整備を急ぐこと。 - 全ての小中学校の特別教室に冷房を設置すること。	○ 本市では、独自予算により小学 2 年生での 3 5 人学級、中学 3 年生での 3 0 人学級を実施しておりますが、全ての学年で 3 0 人学級を本市独自で実施するためには、毎年 8 0 億円もの巨額の財源が必要であり、その実施は困難です。 また、小学 3 年生までの 3 5 人学級についても、本市の厳しい財政状況の下、国及び京都府の財政措置が不可欠であり、今後とも定数改善の実施について強く要望してまいります。 ○ 学校経常運営費については、本市の財政状況が極めて厳しく、市総体として毎年度、概ね 5 0 億円以上の事業縮減を行っている中、ここ 6 年間は同水準を確保しております。また、光熱水費は平成 1 6 年度以降、この 1 1 年間同水準を維持するとともに、平成 2 2 年度の猛暑をはじめとする緊急事態等に際しては、必要な追加配分を実施しております。 ○ 学校施設の整備・改修については、老朽度に応じて改修する場合と、学校教育活動に支障が生じないよう緊急的に改修を行う場合があります、今後とも厳しい財政状況ですが、国の経済対策による有利な財源を活用し、各校の施設状況を十分に把握したうえで、必要度・緊急度に応じて実施してまいります。 ○ 本市では全国に先駆け、小中学校全ての普通教室の冷房化を完了し、特別教室への空調設備についても、コンピューター室のほか、平成 1 4 年度に図書館、平成 2 5 年度には第一音楽室への設置を完了しております。その他の特別教室については、老朽化した空調の更新費用を含め、限られた予算の中で総合的に判断して検討してまいります。 (次ページに続く)		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 7														
要 望 内 容	回 答																
・学校のトイレは施設改善や洋式化を早急に進めること。全ての棟・階ごとに直ちにトイレを設置すること。	○ 学校のトイレについては、平成 1 0 年度から快適トイレ整備事業として全面改修を順次実施しており、 2 5 年度からは大便器の洋式化に一層取り組み、平成 3 5 年度までに学校トイレ全体の洋式化率を 6 割程度に引き上げることを目標にしています。トイレの増設については必要度や施設の状況を勘案し検討してまいります。 (平成 2 7 年度予算額) <table><tr><td>・小学 2 年生における 3 5 人学級の実施</td><td>2 1 5 , 0 0 0 千円</td></tr><tr><td>・中学 3 年生における 3 0 人学級の実施</td><td>4 1 6 , 5 0 0 千円</td></tr><tr><td>・学校経常運営費</td><td>4 , 4 1 1 , 3 8 3 千円</td></tr><tr><td>・快適トイレ整備事業</td><td>3 6 6 , 0 0 0 千円</td></tr></table> (経過・これまでの取組等) <table><tr><td>平成 1 5 年度</td><td>小学校 1 年生における 3 5 人学級を実施（平成 2 3 年度からは国が実施）</td></tr><tr><td>平成 1 6 年度</td><td>小学校 2 年生における 3 5 人学級を実施</td></tr><tr><td>平成 1 9 年度</td><td>中学校 3 年生における 3 0 人学級を実施</td></tr></table>			・小学 2 年生における 3 5 人学級の実施	2 1 5 , 0 0 0 千円	・中学 3 年生における 3 0 人学級の実施	4 1 6 , 5 0 0 千円	・学校経常運営費	4 , 4 1 1 , 3 8 3 千円	・快適トイレ整備事業	3 6 6 , 0 0 0 千円	平成 1 5 年度	小学校 1 年生における 3 5 人学級を実施（平成 2 3 年度からは国が実施）	平成 1 6 年度	小学校 2 年生における 3 5 人学級を実施	平成 1 9 年度	中学校 3 年生における 3 0 人学級を実施
・小学 2 年生における 3 5 人学級の実施	2 1 5 , 0 0 0 千円																
・中学 3 年生における 3 0 人学級の実施	4 1 6 , 5 0 0 千円																
・学校経常運営費	4 , 4 1 1 , 3 8 3 千円																
・快適トイレ整備事業	3 6 6 , 0 0 0 千円																
平成 1 5 年度	小学校 1 年生における 3 5 人学級を実施（平成 2 3 年度からは国が実施）																
平成 1 6 年度	小学校 2 年生における 3 5 人学級を実施																
平成 1 9 年度	中学校 3 年生における 3 0 人学級を実施																

平成 2 7 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 6 8
要 望 内 容	回 答		
1 6 8 子どもたちが、演劇や音楽など、文化芸術に親しむ機会をさらに増やすこと。学校公演に対する補助事業を創設すること。	○ 本市では、京都文化芸術都市創生計画に基づき、子どもたちの文化力育成のため、「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」をはじめ、京都芸術センターにおいて、公益財団法人京都市芸術文化協会との共催により、「夏休み芸術体験教室」、「冬休み芸術体験教室」を実施するなど、引き続き、子どもが文化芸術に触れる機会の創出に取り組んでまいります。 ○ また、小学生を対象に、京都市交響楽団の演奏を鑑賞する機会を提供し、オーケストラの美しさを感じさせるとともに、音楽経験を広げることで生活を明るく潤いのあるものにする習慣と態度を育てることを目的とした「小学生のための音楽鑑賞教室」については、平成 2 7 年度においても継続して実施してまいります。 ○ 学校公演に対する補助事業の創設については、厳しい財政状況から極めて困難です。 （平成 2 6 年度 2 月補正予算額） ・「京都文化芸術プログラム 2 0 2 0（仮称）」を牽引する重要事業 1 2, 0 0 0 千円【新規】 〔 ①京都・和の文化体験の日 ②アーティスト・イン・レジデンス連携拠点事業（仮称） ③学校教育をはじめ、あらゆる機会を通じた伝統的な文化芸術に触れる取組 〕 （平成 2 7 年度予算額） ・京都芸術センターの運営 1 3 3, 4 0 3 千円 ・ようこそアーティスト文化芸術とくべつ授業 4, 2 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 1 2 年 4 月 京都芸術センターを開設（以降、芸術体験教室など、子どもを対象とした事業を複数実施） （次ページに続く）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 8
要 望 内 容	回 答		
	平成 1 9 年 度 ～ 「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」において、京都の一流の芸術家を小学校等に派遣するなど、京都が育んできた多様な文化芸術をしっかりと継承し、次代の担い手を育成する施策を実施 平成 2 3 年 度 ～ 市民狂言会において、「子ども（初心者）向け」として夏休み特別編を開催		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 9
要 望 内 容	回 答		
1 6 9 全国学力テストには参加せず，やめるよう国にも求めること。学校ごとの結果は公表しないこと。	○ 全国学力・学習状況調査については，児童・生徒の学力実態や学習習慣等を的確に把握し，指導改善にいかすことができる有意義なものであり，今後とも，有効に活用するとともに，学校の序列化や過度な競争につながることをないよう配慮してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 7 0
要 望 内 容	回 答		
1 7 0 公立高校入試については、前期選抜は止めること。総合選抜制度に戻すこと。地元の高校に進学できるよう、定員を確保すること。市立高校全日制に不登校生徒のための受検枠を設けること。	○ 平成 2 6 年度から、生徒の主体的な進路選択を図るため、単独選抜制度の導入、通学圏の統合、類・類型制度の廃止などに加え、複数回の受検機会や、複数校志願を可能とするなど、進路保障も十分に踏まえた新しい教育制度の下、京都市・乙訓地域の公立高等学校入学者選抜を実施しました。 ○ 平成 2 6 年 6 月に、全日制の公立高校に入学した全ての高校生とその保護者を対象に実施したアンケート調査結果によると、新しい教育制度について、肯定的な意見が多数を占めており、中学校での進路指導もあつて、新しい教育制度を評価・理解いただいたと判断しています。今後とも、生徒自らが将来展望を持ち、これまでに以上に主体的に進路実現が図れる入試制度となるよう努めてまいります。 ○ 不登校生徒の受検枠については、市立中学校長会の要望を踏まえた京都府教育委員会との協議の結果、これまで実施されていた府立朱雀高校全日制に加え、平成 2 3 年度選抜から乙訓高校全日制でも実施しております。 また、平成 2 5 年度選抜からは市立西京高校定時制において、新たに長期欠席者特別入学者選抜の募集枠を 5 名程度設けており、今後とも不登校生徒の一層の進路選択及び進路保障の充実を図ってまいります。 (経過・これまでの取組等) 平成 2 3 年 6 月 「京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会」設置 平成 2 4 年 8 月 「まとめ」が提出 1 1 月 「まとめ」に対する市民意見募集 平成 2 5 年 1 月 「新しい高校教育制度」を府・市両教育委員会にて策定 平成 2 6 年 2 月 「平成 2 6 年度京都府公立高等学校入学者選抜（前期選抜）」を実施 3 月 「平成 2 6 年度京都府公立高等学校入学者選抜（中期選抜）」を実施		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 7 1
要 望 内 容	回 答		
1 7 1 市立工業高校は統廃合方針を撤回すること。定員は削減しないこと。	○ 現在、平成 2 8 年 4 月の開校を目指しております洛陽・伏見工業両校を統合・再編した新設市立高校につきましては、平成 2 6 年 4 月に設置した両校教職員を含む「新工業高校開設準備室」を中心に、教育内容・施設設備等の具体化を図っているところです。 ○ 平成 2 6 年 1 2 月に新校開校時に高校 1 年生となる中学 2 年生・保護者向けに実施した説明会・体験会のアンケート結果からは、ほとんどの生徒が「入学したい」という強い思いを持っていることが伺え、今後とも生徒・保護者の期待に応えられるような高校となるよう鋭意検討を進めてまいります。 ○ また、洛陽工業高校と伏見工業高校（全日制）の平成 2 7 年度選抜における募集定員につきましては、両校合わせて 2 7 0 名ですが、平成 2 8 年 4 月に開校予定である「新しい工業高校」の定員につきましては、今後、中学生数等を勘案しながら検討してまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・市立工業高校改革 3, 7 0 7, 3 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 3 年 6 月 「京都市立工業高校将来構想委員会」設置 平成 2 4 年 1 2 月 同将来構想委員会から「最終まとめ」提出 平成 2 5 年 4 月 「京都市立工業高校の再編に関する基本方針」策定 5 月 「新しい工業高校の整備候補地選定委員会」設置 7 月 「新しい工業高校創設プロジェクト」設置 1 2 月 同整備候補地選定委員会から「まとめ」提出 「新しい工業高校」の整備予定地を立命館中学・高校に決定 平成 2 6 年 3 月 「新京都市立工業高校整備基本構想」を策定 4 月 「新工業高校開設準備室」の新設 （次ページに続く）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 7 1
要 望 内 容	回 答		
	6 月 基本設計・実施設計開始 9 月 立命館中学・高校の不動産取得（土地・建物等）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 7 2
要 望 内 容	回 答		
1 7 2 定時制高校は，希望者全員の入学を保障すること。定時制を，引きこもりなど困難をかかえる生徒の教育権保障の場としても位置づけ，充実させること。	○ 平成 2 7 年度入学者選抜においては市内の公立定時制で約 9 0 名の欠員が生じています。そういった状況の中，平成 2 7 年度の定時制募集定員につきましては，府立清明高校が募集定員 1 2 0 名の昼間 2 部制単位制普通科校として，平成 2 7 年 4 月に開校する予定であり，京都府教育委員会と協議のうえ，全体で 4 0 名の増員としております。 ○ 定時制高校には，多様な生徒が在籍しており，各校において個別相談や家庭訪問など，これまでから生徒一人一人に応じた指導を行っております。また，平成 2 5 年度から，不登校生徒等の進路保障を一層充実させるため，新たに市立西京高校定時制において，「長期欠席者入学者選抜枠」を設けており，今後も引き続き，生徒一人一人のニーズに応える，きめ細かな指導の充実に努めてまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 7 3
要 望 内 容	回 答		
1 7 3 体罰を，学校，教育現場から一掃すること。いじめ，暴力，学級崩壊の状況を正確に把握し，学校への支援体制を強化すること。	○ 体罰については，徹底した実態調査や体罰根絶のためのチェックシートの活用，教員研修会の実施など，根絶に向けた取組を推進しております。今後も，教員一人一人の意識改革と指導力の向上及び組織的な生徒指導体制の確立を図ってまいります。 ○ いじめ，暴力，学級崩壊等の教育課題の解決に向けては，学級担任等がアンケート調査を通じ，クラス全体や一人一人の児童生徒の状況を的確に把握し，学級経営にいかすためのツールである「クラスマネジメントシート」を本市独自に開発し平成 2 5 年度から実施しておます。引き続き，子どもたちの実態把握に向けた各学校での活用促進に努め，いじめの未然防止，早期発見及び対応などに努めてまいります。 （経過・これまでの取組等） 平成 2 5 年 6 月 クラスマネジメントシート活用マニュアルを全小中学校へ配布 教職員向けの説明会を実施（～ 7 月）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 7 4
要 望 内 容	回 答		
1 7 4 スクールソーシャルワーカーの大幅な増員を図ること。	○ 本市では，平成 2 0 年度から国庫補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーの配置を行っており，平成 2 6 年度は 1 6 名を配置しております。平成 2 7 年度には，9 名増員の 2 5 名を配置し，よりきめ細やかな支援の充実や一層の体制強化に向け取り組んでまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・スクールソーシャルワーカーの配置 2 5，3 6 4 千円【充実】		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 7 5
要 望 内 容	回 答		
1 7 5 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。職業科に限らず高等部卒業後の進路を保障すること。	○ 総合支援学校高等部職業学科の定員については、企業就職を希望する障害のある生徒及び保護者のニーズにより多く応えるため、平成 2 0 年度以降順次拡大しており、平成 2 5 年 4 月には白河総合支援学校東山分校（地域総合科）が開校したことにより、職業学科定員は開設当時の約 2 倍（9 2 名）となっております。 ○ 卒業後の進路保障については、企業就労をはじめ、進学、福祉就労など、一人一人のニーズに応じた進路の実現を目指し、産業界や労働・福祉機関と連携して取り組んでいます。とりわけ、就労に向けては、職業学科では 3 年間で 3 0 週程度の実習を行う「デュアルシステム」を推進するとともに、学校、PTA、企業、労働・福祉関係機関等が参画する「巣立ちのネットワーク」においても、進路開拓やアフターケア等の取組を進めております。今後とも個別の包括支援プランを活用しながら、生徒一人一人の進路希望の実現に向け取り組んでまいります。 （経過・これまでの取組等） ＜総合支援学校高等部職業学科の定員拡大＞ ・平成 2 1 年度 4 8 名 → 6 0 名 ・平成 2 3 年度 6 0 名 → 7 2 名 ・平成 2 5 年度以降 7 2 名 → 9 2 名		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 7 6
要 望 内 容	回 答		
1 7 6 市内中心部に，総合支援学校を直ちに新設すること。	○ 総合支援学校の施設整備については，旧学習施設（楽只，壬生）や旧福ノ川保育所等の既存施設の活用を図るとともに，白河総合支援学校東山分校の新設（平成 2 5 年 4 月開校）や，新校舎増築（北総合支援学校：2 6 年 2 月竣工，西総合支援学校：2 6 年 3 月竣工）など，充実に努めており，現在，教室不足は生じておりません。また，現時点においては，児童生徒数の推移についても，大幅に増加する見込みはないことから，新たに総合支援学校を設置する考えはありません。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 7 7
要 望 内 容	回 答		
1 7 7 育成学級の学級編成の基準を市独自に改善すること。	○ 育成学級については、京都府への要望の結果、平成 9 年度から、対象児童・生徒が一名であっても地域の小中学校に設置してきたところです。また、国及び京都府から配当された教員定数のなかで、難聴学級等で柔軟な学級編制を行うなど、市独自措置も行っており、今後とも、障害のある児童・生徒の教育の場の充実に努めるとともに、引き続き、教職員の定数改善を国及び京都府に強く要望してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 7 8
要 望 内 容	回 答		
1 7 8 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。	○ 発達障害等支援の必要な児童・生徒への指導・支援のため、京都府から配当された定数を活用した非常勤講師の配置を行うとともに、発達障害のある児童・生徒への支援や生活介助等を行う総合育成支援員を、必要な全ての市立学校・幼稚園に配置しており、引き続き、きめ細やかな対応ができるよう努めてまいります。 今後とも、支援の在り方を工夫・検討するとともに、教職員の定数改善を国及び京都府に強く要望してまいります。 ○ LD等通級指導教室については、国及び京都府からの定数措置のもと、現在、小学校38校、中学校12校の計50校に設置しており、今後とも、普通学級に在籍する発達障害等の児童・生徒も含め、障害のある児童・生徒の教育の場の充実に向け、定数改善を国及び京都府に強く要望してまいります。 (平成27年度予算額) ・ 総合育成支援員配置 226,045千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 7 9
要 望 内 容	回 答		
1 7 9 「教員評価にもとづく給与査定」は行わないこと。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会、資質判定委員会は廃止すること。	○ 教育実践功績表彰等については、一部の教職員を対象としたものではなく、全ての教職員を対象とし、教職員の意欲と情熱溢れる取組に対して表彰しているものであり、今後とも、「努力をしている教職員が正しく評価される」表彰制度の運用に努めてまいります。 ○ 「教員評価に基づく給与査定」については、発揮された能力や業績を認め、処遇上も報われることにより、職務遂行能力の向上と学校組織の活性化につなげるものであり、管理職については、京都府と同時期の平成 2 1 年 1 2 月から教員評価を給与に反映し、一般教職員についても、京都府と同じく平成 2 5 年 4 月から給与に反映しており、今後とも、制度の適正な実施に努めてまいります。 ○ 「指導力判定委員会」、「教職員資質等判定委員会」については、指導力不足教員等に対する研修や人事上の措置について、客観的・専門的立場の意見を聴取するために設置しております。今後とも、保護者・市民や子どもたちから信頼される学校教育の実現を目指し適切に対処してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 8 0
要 望 内 容	回 答		
1 8 0 栄養職員は複数校兼務ではなく 1 校 1 名の配置を行うこと。府内産も含め地産地消を広げ安全な学校給食を実施すること。学校給食食材の放射能検査を継続すること。アルマイト食器から強化磁器食器等への改善計画を直ちにもつこと。	○ 栄養教諭・栄養職員の定数については、国から措置される定数が全校配置できるものとなっていないため、本市では、複数校兼務をすることによって、可能な限り多くの小学校に配置しています。今後とも、引き続き国に定数措置を強く要望してまいります。 ○ 学校給食については、新「京^{みやこ}・食育推進プラン」を踏まえ、京野菜を献立に取り入れるなどの地産地消を進めるとともに、添加物を極力使用しない食材の選定や調理中の衛生管理の徹底など、これまでからの取組を継続して安全な給食の実施に努めてまいります。 ○ 福島県等から入荷する学校給食用の農産物、水産物及び牛乳については、随時、京都市衛生環境研究所において放射性物質の検査を実施し、検査結果を速やかにホームページで公開しているほか、牛肉においては、全ての牛について使用前日までに、生産者等が実施している放射能検査の結果を確認しており、引き続き対応を継続してまいります。 ○ アルマイト食器の更新については、「学校給食における『和食』の検討会議」からの最終まとめ等を踏まえ、今後、より味わいを感じることができる P E N 食器への計画的な更新を検討してまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・ P E N 食器導入 7 0 , 3 0 0 千円【新規】		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 8 1
要 望 内 容	回 答		
1 8 1 正規の学校給食調理員の採用を再開し、給食調理は直営とすること。	○ 学校給食調理員の正規採用について、技能労務職の業務については、民間委託又は廃止を基本方針として、全市的に徹底した見直しを行ってきた結果、2業種を除いて凍結しており、今後、採用を行わないこととしております。 ○ なお、人員については臨時的任用職員の雇用で対応していますが、病気等による長期にわたる休みや離職による欠員等により人員体制が不安定になりがちのため、安心・安全な学校給食の安定供給のため、やむを得なく最小限の学校において業務委託を行い、安定的な学校給食の供給に繋げているところです。 (経過・これまでの取組等) 平成 2 1 年 4 月 3 校で業務委託開始 平成 2 5 年 4 月 新たに 4 校で業務委託開始		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 8 2
要 望 内 容	回 答		
1 8 2 中学校給食を自校方式で実施する計画をつくること。当面、小学校と同様に中学校も全員給食とすること。	○ 中学校給食については、平成 1 1 年 1 2 月に学識経験者、P T A 代表、学校関係者で構成する「中学生の健やかな成長を目指す望ましい食生活と昼食に関する検討委員会」から出された提言に基づき、家庭からの手作り弁当の教育的効果をいかしつつ、弁当を持参できない生徒に栄養のバランスに配慮した食事を提供するため、「校外調理委託方式」・「完全自由選択制」により実施しており、各校で円滑に運営され、ここ数年、喫食率も増加傾向にあります。 ○ また、全中学校において自校調理方式を実施するには、施設整備費だけでも約 2 0 0 億円もの巨額の経費を要し、本市の財政状況が大変厳しい中での実施は困難です。 ○ 今後とも、学校での昼食を通じて、心身の成長期にある中学生が正しい食生活を身に付け、自ら実践する態度を育てる「食」に関する指導の充実を図ってまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 8 3
要 望 内 容	回 答		
1 8 3 学童う歯対策事業は縮小することなく，継続実施すること。	○ 小学生の時期は，乳歯から永久歯に生え変わり，最もむし歯になりやすく，早期治療を行うことは，生涯にわたり歯の健康を守るために大変重要であり，本市では，学童期のう歯治療費を全額公費負担しております。 ○ 平成 2 4 年度の会計士等による外部監査や平成 2 6 年度事務事業評価委員会において，費用対効果の面等から，他の制度や方法がないかを含め，事業の見直しについて検討するよう指摘を受けているところですが，5 0 年以上にもわたり，全ての家庭の子どもが無料で治療を受けられる全国に例のない本市独自の制度として定着している状況も踏まえ，制度の在り方について慎重に検討してまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・学童う歯対策事業 3 4 4，9 1 9 千円 （経過・これまでの取組等） 昭和 4 3 年から市内に住所を有する小学生を対象に，むし歯治療を要する経費を公費負担している。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 8 4
要 望 内 容	回 答		
1 8 4 教職員は正規を原則とすること。非正規の教員の身分保障と待遇改善等，格差是正を図ること。	○ 公立小・中・総合支援学校の教員の給与は，法律により国と都道府県が負担することとなっており，採用・配置に当たっては毎年度，国及び京都府から児童生徒数を基に配当される定数に応じて行うこととなっております。そうした下で，引き続き児童生徒数の減少が見込まれる中で，過員を生じさせないためには，一定数の臨時的任用職員の任用が必要となります。 なお，教職員の身分，待遇などについては，府費の教職員の勤務条件は京都府が定めており，市費の教職員も府並の原則に基づいているため，本市が独自で改善を図ることは現時点では困難です。		

平成 2 7 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	1 8 5
要 望 内 容	回 答		
1 8 5 教職員の時間外労働を縮減すること。そのために、労働時間を的確に把握すること。教職員の事務量を軽減すること。休憩時間を確保すること。	○ 教職員の事務負担の軽減については、これまでから、校長会と共に「事務効率化プロジェクトチーム」を設置し、調査文書等の削減や校務の電子化等を進めており、平成 2 6 年 4 月から、児童・生徒情報や出欠状況等を管理し、効率的に通知票や指導要録等を作成できる「校務事務電算化システム」の活用を全小中高等学校で開始しました。 学校からは、通知票や指導要録の作成時間が短縮したという意見があがっており、導入成果が現れてきているところです。今後も、学校のニーズに応じた丁寧な研修を実施するなど、円滑な導入に向けて、引き続き取り組み、教職員が子どもたちと十分に向き合う時間の確保に努めてまいります。 ○ 教職員の時間外労働の縮減や休憩時間の確保については、教職員の健康・増進について全校通知等を行い、休憩時間の確保や勤務時間の振替制度等の活用の徹底、日頃の勤務状況・健康状態の把握と健康管理医による面談の利用、事務の効率化、長期休業期間中における年次休暇の取得促進等について指示するとともに、ノー残業デーの設定や行事及び会議・研修の精選等の具体的な方法を例示するなど、各校における時間外勤務の縮減に努めております。 さらに、教職員の健康管理等を目的として、平成 2 1 年度からの試行実施を踏まえ、平成 2 3 年 1 2 月から全校で常勤職員の時間外勤務の把握を実施しており、これまでの時間外勤務の縮減に向けた各校の取組の実効性が一層高まるよう活用を進めてまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・校務事務電算化システム 1 7 4 , 8 1 4 千円 (経過・これまでの取組等) ＜労働時間の把握＞ 平成 2 1 年度 タイムカード方式により 1 0 校園で試行実施 平成 2 2 年度 I C カード方式により 5 校園で試行実施 平成 2 3 年度 表計算ソフト方式により全校園で実施		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 8 6
要 望 内 容	回 答		
1 8 6 水泳指導において必要な安全体制を確立するために、教育行政として必要な予算と人員の確保を行うこと。プール開放については、市及び市教委が直接責任を持ち実施すること。	○ 本市では、水泳指導に限らず、子どもたちが安心・安全に学校で過ごせる教育環境の実現に向け、必要経費・人員を確保してきております。 ○ 水泳指導の安全対策については、平成 2 4 年 7 月の水泳指導中に発生した事故を受け、「小学校の水泳指導における安全管理指針」を制定、全校に配布し、「指針」の周知徹底のための小学校体育主任研修会や実技講習会の開催、さらには全小学校への監視台の配備等の水泳指導中の監視体制の強化を図っており、引き続き、各学校の水泳指導計画の点検を行うとともに、平成 2 6 年 7 月に出された京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会からの調査報告書を受け必要な対策を進めており、今後も引き続き安全管理の徹底に努めてまいります。 ○ 夏季休業期間のプール開放については、これまでから、各校の実情に応じて、P T A ・地域等の方々が主体となって取り組まれている事業であり、引き続き、安全体制の確保等、実施に当たっての注意喚起等に努めてまいります。 (経過・これまでの取組等) <小学校の水泳指導> 平成 2 4 年度 「小学校の水泳指導における安全管理指針」制定・配布 (小：監視に係る職員全員、幼中高支：各校 1 冊配布) 全小学校に監視台・水位計測器を配備 平成 2 5 年度 体育主任を対象に指針等の内容の周知徹底を図る研修会を実施 水泳の実技研修に具体的な監視方法を盛り込むなど研修の実施 平成 2 6 年度 平成 2 5 年度に引き続き体育主任を対象に指針等の内容の周知徹底を図る研修会を実施 水泳の実技研修に具体的な監視方法を盛り込むなど研修の実施 平成 2 6 年 7 月の京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会からの調査報告書を受けた更なる安全対策の取組を引き続き検討 (次ページに続く)		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 8 6
要 望 内 容	回 答		
	低身長の子童生徒も安全に水泳授業が受けられるよう、水泳指導関係用具等の配備		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 8 7
要 望 内 容	回 答		
1 8 7 担任制など制度的な小・中の区別をあいまいにし、現場に混乱を招いている小中一貫教育はやめること。義務教育は6・3制を堅持すること。	○ 本市では、中1ギャップや子どもたちの心身発達の早期化などに対応する効果的な仕組みとして、全中学校区で小中一貫教育の取組を進めております。本市における小中一貫教育は、義務教育9年間を一体のものとして捉え、計画的・系統的な教育を行うことにより、子どもたちの個性・能力を最大限に引き出し、確かな学力の定着や円滑な接続を図るための取組であるため、今後も進めてまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 8 8
要 望 内 容	回 答		
1 8 8 教育リストラを進める学校統廃合方針は見直すこと。京北の学校統廃合はやめること。	○ 本市の学校統合については、小規模校の教育環境の課題解決を目的として、地域住民・保護者の方々の意向を最大限に尊重しながら、各校・各地域の状況に応じて取組を進めております。 京北地域についても同様に、子どもたちの教育環境の在り方を、地域や保護者の皆様に十分に議論していただく中で取り組んでおります。 (経過・これまでの取組等) 平成 2 6 年 4 月 東山泉小中学校 開校 平成 2 6 年度までに、幼稚園 1 1 園を 3 園に、小・中学校 6 8 校を 1 7 校に統合		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 8 9
要 望 内 容	回 答		
1 8 9 厳しい市民生活をふまえ、就学援助制度の所得基準額を引き上げ、援助額の増額を行うこと。就学援助項目を拡大すること。	○ 依然として厳しい社会経済状況を反映し、本市では平成 1 7 年度に国庫補助金が廃止された後も、増加する対象者に対応するため予算の増額に努め、平成 2 7 年度も 1 0 年前に比べ約 1 . 3 倍の約 1 3 億 9 千万円の予算を確保するなど、最大限の努力をしており、援助額の増額は困難です。 ○ 援助項目の拡大については、この間、小学生「長期宿泊・自然体験推進事業」や中学生「学習確認プログラム」等を新たに対象に加えるなど制度の充実を図るとともに、所得基準額についても、生活保護基準や物価水準の下落等に準じた引下げを行わず、実質的には基準を緩和しており、厳しい財政状況の下、これ以上の新たな措置は困難です。 (平成 2 7 年度予算額) ・就学援助費 1 , 4 6 3 , 6 2 1 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 9 0
要 望 内 容	回 答		
1 9 0 義 務 教 育 無 償 の 原 則 に 立 ち ， 副 読 本 や 遠 距 離 通 学 費 な の の 保 護 者 負 担 を な く す こ と 。	○ 我が国では，児童・生徒に直接還元される副読本等の学用品費等については，保護者負担が原則であり，本市でも，これまでから保護者負担をお願いしております。一方で，保護者負担軽減の観点から，教材の使用や校外活動の実施においては，必要性や効果を十分精査するとともに，教材費等の予算措置に努めており，今後とも，就学援助制度の活用も含めた，保護者負担の軽減に努めてまいります。 ○ 市立小・中学校における通学費補助については，要保護（生活保護費）及び準要保護児童生徒（就学援助費）には全額補助（補助限度額の範囲内）し，基準となる距離以上を通学するそれ以外の児童生徒にも一部補助を実施しております。さらに，平成 2 2 年度からは，同一世帯に対象者が 2 人以上いる場合，1 箇月の定期代が最も高いものの以外の通学費を全額補助することとしております。 （平成 2 7 年度予算額） ・ 就学援助費 1， 4 6 3， 6 2 1 千円 ・ 遠距離通学補助事業 2 2， 5 3 6 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 9 1
要 望 内 容	回 答		
1 9 1 適正規模を超える学校は新設をはかるなど早急に解消すること。	○ 大規模校を解消するため、児童・生徒数の増加傾向の継続が見込まれるなど、国庫補助金の対象となる条件を満たした段階で増築に着手しております。 また、既存敷地に増築スペースがなく、新設用地の確保が見込める場合には、分離新設も視野に入れ検討を行っており、今後とも、子どもたちの教育環境整備に努めてまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 9 2
要 望 内 容	回 答		
1 9 2 元小学校については、トイレ等の改修を含めて地域の避難所等として活用できるよう施設の維持・管理を行うこと。	○ 避難所に指定されております閉校施設の体育館・講堂につきましては、災害発生時の地域住民等の避難施設として重要な役割が期待されており、整備の在り方については、今後の跡地活用の状況等を十分に見極めながら、個々の施設の利用状況や老朽度合い等を踏まえ修繕を行うなど施設の維持・管理に努めてまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・ 閉校施設の維持・管理 1 1 , 0 0 9 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 2 6 年度 元聚楽小学校の体育館トイレを改修		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 9 3
要 望 内 容	回 答		
1 9 3 幼稚園の就園奨励金と教材費補助を増額し、基準の枠を広げること。市立幼稚園入園料を廃止すること。	○ 教材費補助と私立幼稚園就園奨励費補助事業については、これまでから毎年補助額の増額を図ってきており、今後とも、国補助制度を最大限活用しつつ、私立幼稚園振興と保護者保育料負担の軽減に努めてまいります。 ○ 幼稚園入園料については、ほぼ全ての政令市で徴収されており、本市では、大変厳しい財政状況の中、入園料を原資として、市立幼稚園の教育予算の充実、幼稚園事業の推進に還元するとともに、入園料減免の制度を設け、所得に応じて免除又は減額を行い、保護者負担の軽減に努めております。 (平成 2 7 年度予算額) ・ 私立幼稚園保護者助成 1, 7 6 3, 3 3 4 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 9 4
要 望 内 容	回 答		
1 9 4 教育委員会は、首長からの独立性を確保すること。市民からの請願・意見を審議すること。	○ 教育委員会は、現行の制度において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の規定に基づく、首長から独立した合議制の執行機関であり、平成27年4月からの改正法施行後も、その位置づけが変わることはありません。新たに設置される総合教育会議などを活用して市長部局との一層の連携による総合行政を推進しつつ、これまでと同様、教育委員会の権限と責任の下で、全国に誇る本市の教育改革を一層進めてまいります。 ○ 市民からの請願や意見については、これまでから、適宜、教育委員会会議等において担当課等からの報告等に基づき審議・検討されており、今後とも、広く市民の意見等を反映した教育行政の実現を目指してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 9 5
要 望 内 容	回 答		
1 9 5 中 学 校 の 教 科 書 採 択 に あ た っ て は ， 憲 法 の 理 念 と 現 場 の 意 向 に 添 っ た も の に す る こ と 。	○ 教科書採択について，教科書は，子どもたちにとって最も基本となる重要な教材であり，本市では，教育委員会が選任する教員，保護者等が参画する教科書選定委員会において，「教科書採択に関わる基本方針」に基づき調査研究を行い，その答申を受け，教育委員会の権限と責任のもと，公正かつ適切な採択を行っております。 ○ なお，「教科書採択に関わる基本方針」は，日本国憲法の精神に則った教育基本法，学校教育法等の趣旨に基づき策定された学習指導要領に即したものであり，京都市の子どもたちの学力向上に向け，学習活動の充実に寄与するものであること等を掲げております。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 9 6
要 望 内 容	回 答		
1 9 6 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。内心の統制につながる道徳教育，愛国心教育は行わないこと。	○ 国旗・国歌の指導については，児童・生徒が，日本人としての自覚と国際社会の一員としての資質を高めるうえで，重要な役割を果たすものであるため，我が国はもとより，他国の国旗・国歌を尊重する態度の育成を目指し，指導の徹底を図っております。 ○ 各学校においては，法規としての性質を有する学習指導要領を基準として，校長が教育課程を編成し，これに基づき教員が指導するものであり，国旗・国歌の指導についても，今後とも，学習指導要領に基づき適正な指導を進めてまいります。 ○ 道徳教育について，道徳教育を通じて育成される道徳性は，「豊かな心」や「確かな学力」「健やかな体」の基盤となり，児童・生徒一人一人の「生きる力」を根本で支えるものであるとの認識のもと，学校・家庭・地域が一体となった本市ならではの道徳教育を引き続き推進してまいります。また，「我が国と郷土を愛する」態度の育成については，教育基本法及び学校指導要領において求められているところであり，今後とも，これら法等の趣旨に基づき適正な指導を進めてまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 9 7
要 望 内 容	回 答		
三 環境対策とごみ減量の推進を 1 9 7 焼却処理中心のごみ行政から脱却し，OECD が提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について，早期に導入を図るよう引き続き国に強く要望すること。	○ 拡大生産者責任（EPR）をより重視した経費負担の枠組みづくりに関する国への要望については，市独自での要望に加え，全国都市清掃会議，全国市長会等を通じて，引き続き行ってまいります。 ○ また，デポジット制度は地域単位での実施は難しいため，全国的な制度として実施するよう，全国都市清掃会議，全国市長会を通じて，引き続き国へ要望してまいります。		

平成 2 7 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 9 8
要 望 内 容	回 答		
1 9 8 「燃やすごみ」袋を値下げするとともに、「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。	○ 家庭ごみ有料指定袋制の導入目的は、費用負担の公平化を図るとともに、市民にごみの排出について、ある程度の経済的負担感を持っていただくことにより、ごみへの関心を高め、ごみ減量・リサイクルをより一層促進しようとするものです。 ○ 制度導入により、導入前と比べて、家庭ごみが約 2 割減少し、現在もその減量効果を維持しており、価格を引き下げれば、ごみ量の増加、さらには、有料指定袋制導入前のごみ量に戻るリバウンドをも引き起こすことが懸念されます。このため、家庭ごみの減量を促進する観点から必要な制度であると考えております。 ○ また、家庭ごみの有料指定袋の価格については、京都市廃棄物減量等推進審議会による「有料化財源活用方法に関するとりまとめ」（平成 2 2 年 8 月）において、一定の負担感がごみ減量のインセンティブ（動機付け）となっており、指定袋の価格を下げた場合に減量効果の減少が懸念されるとともに、他都市と比較して整合性の取れた価格であるとされております。また、平成 2 2 年度に同審議会が実施した市民アンケート調査結果で「負担感が大きい」との回答は 6 %にとどまっております。 ○ こうしたことや、今後も家庭ごみのより一層の減量を推進していく必要があることから、有料指定袋の価格は維持すべきであると考えております。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 9 9
要 望 内 容	回 答		
1 9 9 ゴミ有料化による財源活用事業をやめること。	○ 家庭ゴミ有料指定袋制によって得られた収入である有料化財源については、京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申や市民の意見を踏まえ、ゴミ減量・リサイクルの推進、まちの美化の推進及び地球温暖化対策の三つの分野の事業に活用しています。 ○ 有料化財源は市民の皆様に御負担いただいた貴重な財源であるため、今後とも、市民のニーズや費用対効果等を踏まえ、有料化財源活用事業の点検、見直しを行うとともに、活用事業の「見える化」を推進し、また、市民の皆様に分かりやすくお知らせし、御理解いただくなど、有効に活用してまいります。		

平成 2 7 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 0 0
要 望 内 容	回 答		
2 0 0 かん・びん・ペットボトルの混合収集を改めること。分別品目の拡大，リユース率・リサイクル率を向上させること。	○ パッカー車で缶・びん・ペットボトルの三種を分別して収集する場合（現在の収集頻度と同一と仮定）には，混合して収集する場合と比較して，収集経費が少なくとも 1. 5 倍から 2 倍程度に増加すると見込まれます。また，収集運搬に係る車両の走行距離が伸びることに伴い，排ガスに含まれる C O₂ や N O_x 等が増加し，環境負荷の増大につながることで，三種を分別収集しても最終的には異物を選別する作業が必要であることなどから，混合収集を実施しております。 ○ リユース又はリサイクルが可能なリユースびん，使用済てんぷら油，蛍光灯等の 1 8 品目については，拠点回収を実施しています。また，平成 2 5 年度から，まち美化事務所が市民の身近な場所へと出向いて資源物 1 8 品目と有害・危険ごみ 5 品目を合わせた 2 3 品目の回収を行う移動式拠点回収事業を本格実施（各学区において 2 年に 1 回隔年実施）しており，平成 2 6 年 1 1 月からは，資源物回収を各学区で毎年実施できるように実施回数を拡充しました。引き続き，資源物の回収量の増加と分別・リサイクルの徹底を図ってまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・移動式拠点回収事業 1 9，3 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 4 年 2 月 移動式資源回収モデル事業を実施 平成 2 5 年 9 月 移動式拠点回収事業の本格実施 平成 2 6 年 1 1 月 移動式拠点回収事業の拡充		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 0 1
要 望 内 容	回 答		
2 0 1 事業系ゴミ減量化のため、点検回数を増やすこと。事業者等への啓発を抜本的に強化すること。紙、厨芥類の分別の徹底をはかること。	○ 事業ごみの減量に当たっては、延べ床面積 1, 0 0 0 ㎡以上の大規模事業所（約 2, 2 0 0 件）及び市内の店舗等の延べ床面積の合計が 3, 0 0 0 ㎡以上の食品関連事業者（4 7 社 1, 0 0 3 事業所（平成 2 6 年 1 2 月末現在））に対し、減量計画書の提出を求め、立入調査を行うなど、減量指導等の取組を行っております。また、クリーンセンターにおける不適物の搬入を抑止するため、業者収集ごみの搬入調査を強化するとともに、収集運搬業者全 8 3 業者への個別訪問による指導などにより、適正処理を徹底しております。 ○ さらに、事業系廃棄物の排出ルール、減量方法、優良事例等を分かりやすく紹介するニュースレター「ごみゅにけーしょん」や、適正処理及び分別・減量に役立つ「廃棄物の適正処理ガイドブック」を活用するとともに、事業所内での分別実施の方法や再資源化ルートなどの提案を行い、紙ごみの減量に積極的に取り組んでいただけの事業所を拡大していくなど、引き続き、きめ細やかな指導・啓発を実施してまいります。 ○ また、平成 2 6 年度中には、京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申や市会での議論、市民意見募集の結果を踏まえて、2 R と分別・リサイクルの促進の 2 つを柱に、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正を御議決いただいた後、新たな「ごみ半減プラン」を策定する予定です。 平成 2 7 年度は、新たなプランの初年度として力強いスタートを切り、2 R と分別の実践への周知徹底や、市民と事業者の主体的な取組の推進・支援、また、適正排出に向けた指導強化などの施策を展開し、ごみ減量を加速させてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・事業ごみ減量、分別・リサイクル対策 2 1, 1 0 1 千円 ・新たなごみ半減プランの推進～市民、事業者と共に創る循環型社会～ 5 0, 7 0 0 千円【新規】 （次ページに続く）		

平成 2 7 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0 1
要 望 内 容	回 答		
	(経過・これまでの取組等) 平成 2 3 年 7 月 事業ごみ減量ニュースレターを発行 (以後, 毎年 5 回発行) 9 月 京都三条会商店街における事業ごみ減量に向けたワークショップを実施 (平成 2 3 年度に 3 回実施) 平成 2 4 年 7 月 クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収を実施 1 0 月 造園業者等による剪定枝・刈草のごみ減量に向けたワークショップを実施 (平成 2 4 年度に 3 回実施) 平成 2 5 年 3 月 廃棄物の適正処理ガイドブックを発行 9 月 コンビニエンスストア 2 店舗において, 雑がみの分別回収等を行う「特定食品関連事業者廃棄物減量対策モデル事業」を実施 1 1 月 龍谷大学における事業ごみ減量に向けたワークショップを実施 (平成 2 5 年度に 3 回実施) 平成 2 6 年 7 月 学校, 小売店, 病院等を対象にした紙ごみ等のごみ減量モデル事業の実施 <平成 2 6 年度の立入指導件数 (平成 2 6 年 1 2 月末現在) > 大規模事業所 1, 0 3 2 件 特定食品関連事業者 1 4 社		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 0 2
要 望 内 容	回 答		
2 0 2 「空き缶持ち去り禁止条例」は廃止すること。	○ 空き缶等の資源ごみの持ち去り行為に対しては、市民のごみ減量・リサイクル意識の後退の防止，資源ごみ収集場所の清潔の確保，特に大型ごみに関して適正処理を確保する必要があることの三つの観点から，「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正を行い，平成 2 3 年 4 月から禁止しております。 ○ また，毎週水・木・金曜日に資源ごみ持ち去り防止パトロールを行っており，持ち去り行為者に対し，持ち去り行為の状況把握と禁止の指導を行うとともに，ホームレス支援（福祉施策）を記載したチラシを配布し，周知・啓発を行っております。 今後とも持ち去り行為の防止及び福祉施策への誘導に取り組んでまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 0 3
要 望 内 容	回 答		
2 0 3 電動式生ゴミ処理機及び生ゴミコンポスト容器の普及をはかること。	○ 電動式生ゴミ処理機と生ゴミコンポスト容器の普及を図るため、平成18年度に購入助成制度を創設したほか、エコまちステーション等が参加する地域のイベントで現物を展示し、減量効果等を御覧いただくとともに、会場において購入助成制度に係る申込受付などを行っております。引き続き、市民が助成制度を利用しやすいよう工夫し、啓発に努めてまいります。また、平成27年度から新たに、保育所等を対象として、生ゴミ・落ち葉の堆肥化等の取組を支援してまいります。 (平成27年度予算額) ・生ゴミ・落ち葉の堆肥化等の活動支援 13,500千円 ・生ゴミ減量推進事業 36,100千円 (経過・これまでの取組等) <平成26年度助成件数(12月末現在)> - 電動式生ゴミ処理機 208件 - 生ゴミコンポスト容器 34件		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 0 4
要 望 内 容	回 答		
2 0 4 自動車流入抑制を強め、NO ₂ の市環境保全基準を達成すること。	○ 京都市内における二酸化窒素（NO₂）の濃度は、全 1 4 箇所の大気常時監視測定局で国の環境基準を達成していますが、京都市環境保全基準については、2 局でいまだ達成できておらず、更なる対策が必要となっています。 ○ NO₂発生源の約 5 割を自動車占めるとされており、平成 2 6 年度には、自動車流入抑制策のモデル地区として選定した嵐山地区において、秋の紅葉シーズンの最盛期に、新たに渡月橋一般車通行止めの社会実験を実施するとともに、2 7 0 台分の無料パークアンドライド駐車場を臨時的に増設するなど、自動車の流入抑制に取り組みました。引き続き、パークアンドライドの更なる利用促進に取り組むとともに、事業者に対する電気自動車や天然ガス車等への導入補助、エコドライブの普及啓発等、NO₂の排出削減に努めてまいります。 ○ NO₂発生源の約 3 割を占めるとされる工場又は事業場に設置されているばい煙発生施設（主にボイラー）については、大気汚染防止法や本市独自で燃料指導基準等を定めた京都市大気汚染対策指導要綱に基づく届出審査や立入調査を行うことにより、規制基準や指導基準の遵守を指導し、ばい煙の削減に努め、京都市環境保全基準の達成を目指してまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・京都市低公害車普及促進事業 1, 0 1 6 千円 ・エコドライブ推進事業 3, 9 6 3 千円 ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）3 5, 0 2 7 千円【充実】 （経過・これまでの取組等） 平成 2 3 年 8 月 「京都市自動車環境対策計画＜2 0 1 1 ～ 2 0 2 0＞」を策定		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 0 5
要 望 内 容	回 答		
2 0 5 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺の環境調査を常時行い公開させること。	○ 岡田山撤去事業については、地権者の 1 人である事業者が他の地権者の同意を得て、自らの責任と費用負担により実施するものであり、基本的に民有地の形質変更の範囲については、土地所有者において決定されるべきものであると考えております。 なお、撤去計画では、現状の地盤面から上部を撤去し、跡地利用が可能な状態とする内容となっております。 ○ 環境調査については、周辺地域の生活環境保全の観点から、撤去中はもとより、撤去後も事業者において実施され、本市としても、その調査結果を検証するとともに、自ら周辺環境の調査を行うこととしております。 ○ 平成 2 5 年 6 月から岡田山の試験撤去が行われてきましたが、設置予定の廃棄物処理施設、建築物及び植樹帯が平成 2 6 年 5 月末までに全て完成し、岡田山撤去連絡協議会（事業者、地元団体及び本市で構成）での説明を経て、平成 2 6 年 7 月から本格撤去に移行しております。 ○ 事業者及び本市による環境調査は平成 2 5 年度から開始しており、結果概要については、平成 2 7 年 1 月から本市ホームページで掲載しております。 今後も、撤去作業が安全かつ適正に行われるよう、事業者への指導・監督を図るとともに、環境調査の適正な実施及び公表に努めてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・ 岡田山撤去関連事業 5, 5 0 0 千円		

平成 2 7 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 0 6
要 望 内 容	回 答		
2 0 6 南部クリーンセンター第 2 工場に建設費 4 億円の展望台は、クリーンセンターに不要な施設であり、建設を中止すること。	○ 南部クリーンセンター第二工場（仮称）の建替えに当たっては、これまでのクリーンセンターのイメージを一新させ、世界最先端の環境技術が学べ、また、煙突に展望台を併設するなど、多くの人を訪れ、横大路地域の活性化にも寄与する、魅力ある環境学習施設を整備することとしています。 ○ 煙突に併設する展望台からは、クリーンセンターの全景を見ることができ、大量のごみを適正に処理するためにはいかに巨大な施設が必要であり、また多くの費用、技術、エネルギーを投入しているのかを実感していただくとともに、民間の廃棄物処理施設を含めた環境関連施設、環境共生のまちづくりを進める横大路地域、水垂埋立処分地に設置したメガソーラー等を見ていただくことにより、ごみ減量をはじめ環境問題全体への関心を高めていただくきっかけになると考えています。 ○ なお、展望台の設置経費については、設計協議中ではありますが、エレベーターの費用も含めて約 2 億 5 千万円と見込んでいます。 （平成 2 7 年度予算額） ・南部クリーンセンター第二工場（仮称）整備 1, 2 8 4, 0 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 1 6 年 8 月 次期クリーンセンター整備方針を策定 8 月～平成 2 0 年 4 月 環境影響評価制度の手続を実施 平成 2 2 年 3 月 「京都市循環型社会推進基本計画＜ 2 0 0 9 ～ 2 0 2 0 ＞」を策定 平成 2 3 年 2 月 「循環型社会形成推進交付金」に係る地域計画（第 2 期）を策定 平成 2 4 年度 発注仕様書を作成 （次ページに続く）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 0 6
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 5 年 5 月 「京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工 事」入札の公告 1 0 月 京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）新設工事請負契 約の締結に係る議案について市会の議決を得て、契約を締結、 設計に着手 平成 2 6 年 4 月 既存施設の解体撤去工事に着手		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 0 7
要 望 内 容	回 答		
2 0 7 家庭ごみの雑紙分別収集は，市収集回数を現行の月 1 回からさらに増やすこと。	○ 雑がみについては，平成 2 6 年 6 月から，①地域の「コミュニティ回収」による回収，②古紙回収業者による回収，③（①及び②が難しい場合）「小型金属類・スプレー缶」の収集日での回収（毎月 1 回）を 3 つの柱とした，京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」を全市で展開しております。当面，この回収の仕組みを継続してまいります，引き続き，まち美化事務所やエコまちステーションが地域へ出向いて，きめ細やかな啓発や相談・支援を行っていくとともに，雑がみ保管袋を市内全世帯に配布するなど，市民一人ひとりの分別・リサイクル実践につながる周知・啓発に，より一層努めてまいります。 （経過・これまでの取組等） 平成 2 4 年 8 月 雑がみ保管袋のコミュニティ回収団体への配布開始 平成 2 5 年 7 月 包装紙等の「雑がみ」の分別リサイクル拡大に向けた社会実験を開始 平成 2 6 年 6 月 京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」の全市展開 平成 2 7 年 2 月 雑がみ保管袋の市内全世帯への配布開始		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 0 8
要 望 内 容	回 答		
四 青年がいきいきと住み続けられる京都市を 2 0 8 国公立大学の学費を引き下げ，私立大学の授業料負担を減らすよう国及び府に求めること。市としても独自の奨学金制度を創設すること。	○ 平成 2 7 年度国の予算・施策に関する提案・要望において，大学等奨学金事業及び国立大学・私立大学の授業料減免等の充実について要望してまいりました。国の平成 2 7 年度予算案においては，無利子奨学金の貸与人員の増員，国立大学・私立大学の授業料減免人数の増員など，奨学金事業等の充実が図られております。本市としては，引き続き，国の動向を注視してまいります。 なお，大変厳しい本市財政状況の下，本市独自の奨学金制度の創設は，現在のところ考えておりません。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 0 9
要 望 内 容	回 答		
2 0 9 市立芸大の施設改善を早急におこなうこと。	○ 移転整備が実現するまでの間、現在地において施設の長寿命化を図り、施設の機能や安全性を保持するとともに、更なる教育研究環境の向上を図るため、必要な工事・修繕等を見極めて実施します。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 0
要 望 内 容	回 答		
2 1 0 ニート・引きこもり・不登校など，社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその家族への実態調査を行い，支援コーディネーターの増員等支援体制を抜本的に強化すること。	○ ニート，ひきこもり，不登校など，社会生活を円滑に営むうえで，困難を有する子ども・若者への支援については，平成 2 2 年 1 0 月に「子ども・若者総合相談窓口」及び幅広い分野の関係機関で構成する「京都市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）」を設置し，総合的・継続的な支援に取り組んでいます。 ○ 市域内には，約 8 千人のひきこもりの方がおられるものと推計するとともに，国や他都市等との情報交換や専門家からの御意見をお聴きする中で課題等の把握に努めており，今後とも引き続き，関係機関との連携の下，協議会による支援の主導的役割を担う子ども・若者指定支援機関（（公財）京都市ユースサービス協会）に配置した支援コーディネーターが適切な支援を組み合わせながら，困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた支援に取り組んでまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・子ども・若者総合支援事業 4 2， 1 6 8 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 2 年 4 月 「子ども・若者育成支援推進法」施行		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 1
要 望 内 容	回 答		
2 1 1 青少年活動センターを全行政区に設置すること。	○ 青少年活動センターについては，市内に 7 箇所設置し，相互の連携を図るなどのネットワーク化に努め，全市の青少年の自主的な活動を支援しているところです。センターの増設については，本市の財政事情が厳しいことから困難であると考えております。 (平成 2 7 年度予算額) ・ 青少年活動センター運営 3 0 2， 7 2 8 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 2
要 望 内 容	回 答		
2 1 2 若年者への家賃補助制度を創設すること。	○ 本市では、「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプランー第3次京都市青少年育成計画ー」に基づき青少年施策を推進しております。しかし、若年者であることは、住宅の確保を困難とする要素とは認められないため、若年者のみを対象とした家賃補助制度は実施しておらず、本市としては、市営住宅における子育て世帯やひとり親世帯に対する優先入居の実施や安心して居住できる住宅の情報提供等により、若年者を含む住宅確保要配慮者への支援を行ってまいります。 ○ なお、特定優良賃貸住宅において、新婚世帯や子育て世帯などを含む入居者の負担を軽減するため家賃補助を行っております。さらに、平成21年度からは、所得の上昇が見込まれる場合の収入基準額を引き下げるなど、若年者が安心して住めるよう取り組んでおります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 3
要 望 内 容	回 答		
五 文化芸術・市民活動の振興・スポーツ環境整備の拡充を 2 1 3 音楽，演劇，伝統芸能などに，市民が日常的に親しめるよう鑑賞料金を低く抑えるなどの支援を行うこと。	○ 京都市交響楽団において，市内 5 箇所の文化会館を会場に，低料金で身近に生のオーケストラ演奏に親しめる「みんなのコンサート」を開催しているほか，大学生を対象として，京都市キャンパス文化パートナーズ制度による市民狂言会の観覧料の減額を行っております。 ○ また，平成 2 7 年 3 月には，ロームシアター京都のオープニング・プレ事業第 1 弾として「小澤征爾音楽塾オペラプロジェクトⅩⅢ子どものためのオペラ」を京都市内の小学生を対象に無料で実施します。小学生を対象としたオペラ鑑賞教室は，小澤征爾音楽塾としても全国で初めての試みとなります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 4
要 望 内 容	回 答		
2 1 4 子ども舞台芸術鑑賞支援事業などは、地元の演劇関係者と連携した事業に発展させること。	○ 子どもたちが優れた文化芸術の「ほんもの」の魅力に触れる機会を提供することにより、子どもたちの豊かな感性を育むため、劇団四季の協力を得て、中学生を対象に優待料金で舞台芸術を鑑賞してもらおう子ども舞台芸術鑑賞支援事業「子ども感動応援ステージ」を平成 2 0 年から実施してきましたが、平成 2 4 年 1 0 月に劇団四季と J R 西日本が京都劇場契約解除に至ったことにより、平成 2 5 年度から事業を休止しました。 ○ 平成 2 7 年 3 月には、ロームシアター京都のオープニング・プレ事業第 1 弾として「小澤征爾音楽塾オペラプロジェクトⅩⅢ子どものためのオペラ」を京都市内の小学 3，4 年生を対象に無料で実施します。小学生を対象としたオペラ鑑賞教室は、小澤征爾音楽塾としても全国で初めての試みとなります。 （経過・これまでの取組等） 平成 2 0 年度 公演回数 5 回 （各回 1 0 0 席，「赤毛のアン」3 回，「夢から醒めた夢」2 回） 平成 2 1 年度 公演回数 5 回 （各回 1 0 0 席，「美女と野獣」） 平成 2 2 年度 公演回数 5 回 （各回 1 0 0 席，「クレイジー・フォー・ユー」） 平成 2 3 年度 公演回数 5 回 （各回 1 0 0 席，「オペラ座の怪人」） 平成 2 4 年度 公演回数 5 回 （各回 1 0 0 席，「アスペクツ オブ ラブ」）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 5
要 望 内 容	回 答		
2 1 5 地域文化会館の売却は行わないこと。全行政区で市民の利用しやすい施設の新設及び整備を行うこと。	○ 文化会館においては、平成 2 1 年度に開催した京都市公共ホールの在り方検討委員会において、地域の文化芸術活動の拠点としての役割を果たすため、行政が取り組むべき課題について指摘されており、今後も引き続き、施設の管理者とともに各地域のニーズに応じた事業展開を図ってまいります。 ○ なお、新たな文化会館の開設については、本市の厳しい財政状況において、困難であると考えております。現在運営している各文化会館の整備に関しては、市民の皆様にとって使い心地のよいものであるよう、点検及び修繕を効率よく行ってまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・文化会館管理運営 2 5 6 , 3 0 0 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 6
要 望 内 容	回 答		
2 1 6 全行政区で1カ所以上の地域体育館を建設すること。	○ 市内の体育館は、国際的、全国的規模の大会が開催できるハンナリーズアリーナ（京都市体育館）のほか、武道センター、横大路運動公園体育館及び地域体育館13館など計21館の体制となっています。 ○ 平成22年10月からは地域体育館にも「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」を導入し、市内のほぼ全ての体育館をインターネットで予約することが可能となっており、複数の体育館を手軽に御利用いただける環境を整えております。 また、宝が池公園体育館（仮称）の整備に向けて、平成25年度に実施した基本調査に引き続き、平成26年度は、地質調査、基本設計等に着手するなど、早期整備に向けた取組を進めているところです。 ○ こうした利用環境の充実や本市の厳しい財政状況などから、宝が池公園体育館（仮称）以外の体育館の新規整備については、当面実現は困難であると考えております。 （平成27年度予算額） ・ 宝が池公園体育館（仮称）整備に係る実施設計及び用地買戻し 64,000千円 （経過・これまでの取組等） 平成17年11月 右京地域体育館建設着工 平成20年 2月 右京地域体育館竣工 3月 右京地域体育館供用開始 平成21年 5月 屋内体育施設から7施設を地域体育館に転用 平成22年10月 地域体育館に「施設案内予約システム」を導入 平成25年 5月 宝が池公園体育館（仮称）整備に係る基本調査 平成26年11月 宝が池公園体育館（仮称）整備に係る基本設計・実施設計業務着手		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 7
要 望 内 容	回 答		
2 1 7 文化・スポーツ施設の使用料を引き下げること。青年や高齢者の割引制度を導入すること。キャンパス文化パートナーズ制度の利用施設の拡大を行うこと。	○ 文化施設やスポーツ施設の運営に当たっては、利用者に御負担いただく使用料（利用料金）に加えて、多額の一般財源を投入して運営しております。 ○ 文化施設の使用料については、施設の維持管理のため、利用される方にも応分の負担をお願いしているものであり、その引下げは、本市の厳しい財政状況において、困難であると考えております。 一方、こうした状況の中でも、高齢者等への割引制度については、満 7 0 歳以上の高齢者及び身体障害者等に対する京都市美術館、京都市動物園、元離宮二条城、無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅の観覧料等の免除を実施しております。 また、京都の大学生に対する優待制度である「京都市キャンパス文化パートナーズ制度」の対象を平成 2 5 年 1 0 月に 5 0 大学（（公財）大学コンソーシアム京都加盟大学数であり、平成 2 6 年度は 5 1 大学に増加）の学生に拡大するなど、青年が各施設を利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。その対象利用施設につきましては、市内の文化観光施設等に協力をお願いしており、順次、拡大を図っていくとともに、広報等により、大学生に向け、制度自体の更なる周知を行ってまいります。 ○ スポーツ施設については、利用促進を目的として、利用率の低い施設や時間帯において、使用料の引下げを行っております。また、青年等の割引制度については、中学生以下の子どもを対象とした施設使用料の 5 割減免を既に実施しております。 ○ 引き続き、各施設において指定管理者による意見箱設置、利用に関してのアンケートを行うなど、利用者の意見を参考にしながら、より一層親しみやすく利用しやすい施設となるよう改善に努めてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・登録・情報発信システム管理運営費等 1, 5 0 0 千円 （次ページに続く）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 7
要 望 内 容	回 答		
	(経過・これまでの取組等) 平成 9 年度 市内在住満 7 0 歳以上の高齢者について美術館主催展の入館料，動物園入園料，元離宮二条城入城料等を免除 平成 1 7 年度 中学生以下の子どもについてスポーツ施設使用料の 5 割減免を実施 平成 2 0 年度 市内高校生等について美術館主催展の入館料を無料化 平成 2 2 年度 全ての中学生について動物園入園料を無料化 平成 2 5 年度 「京都市キャンパス文化パートナーズ制度」の対象者拡大 市内小中学生について，元離宮二条城入城料，無鄰菴・岩倉具視幽棲旧宅入場料を無料化		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 8
要 望 内 容	回 答		
2 1 8 いきいき市民活動センターは，耐震改修，設備改修，バリアフリー化を進めること。	○ いきいき市民活動センターは，コミュニティセンターの廃止後の既存施設を市民共有の貴重な社会資源として有効に活用するという観点からの施設転用であり，老朽化が進んでいるものも多く，施設としての基本的な機能維持のための耐震改修や防水，高圧受変電設備改修工事等の施設・設備改修を行うとともに，平成 2 5 年度からトイレの和式便器を洋式便器に取り替えるバリアフリー化工事を進めております。 今後も，本市の厳しい財政状況を踏まえつつ，引き続き努力してまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・いきいき市民活動センター修繕費 1 9，8 1 0 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 9
要 望 内 容	回 答		
2 1 9 学区毎に，市民が低料金で気軽に使える集会所をつくること。	○ 地域の集会所については，地域活動の拠点として，さらには，災害時の避難所としても利用される重要な役割を担う施設であると考えており，これまでから，自治会・町内会等が行う集会所の新築や老朽化に伴う修繕，耐震改修工事などに要する費用の一部を補助してきたところです。 今後とも，地域からの要望に基づき，地域の自主的活動の一助となるよう支援を継続してまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・集会所新築等補助金 1 7，2 5 0 千円 ※ 補助金交付限度額及び補助率 新 築：総工事費の 1 ／ 2 以内，限度額 8，0 0 0 千円 増改築・修繕：総工事費の 1 ／ 2 以内，限度額 4，0 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） ＜補助金交付件数実績＞ 平成 2 4 年度 1 3 件 平成 2 5 年度 1 0 件		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 0
要 望 内 容	回 答		
2 2 0 京都市美術館の再整備にあたっては、建物の外観・文化価値を守り、岡崎地域の景観を守ること。美術教室を復活させること。職員体制を拡充し展覧会等の充実を図ること。	○ 京都市美術館では、平成 2 5 年度、開館 8 0 周年という大きな節目の年を迎え、今後の更なる発展の契機とするため、「京都市美術館将来構想」（以下「構想」という。）を取りまとめました。構想において、本館は、岡崎の景観にとけこんだ歴史ある重厚な外観を有し、広く市民に親しまれていることから、保存を基本として整備することとしております。 ○ 平成 2 6 年度は、構想で示された理念をソフト・ハード両面から具体化していくため、基本計画の策定等に取り組んでおり、平成 2 7 年 1 月には中間まとめを作成し、市民をはじめとする多くの皆様からの意見を伺うため、パブリックコメントを実施しております。 ○ 平成 2 7 年度は、平成 2 6 年度中に策定する基本計画を具体化すべく、基本設計に着手いたします。再整備を進める中で、より幅広い市民が利用でき、美術に親しんでいただけるよう、ワークショップルームやアメニティ施設、コンテンポラリーアートの展示スペースの新設など、あらゆる世代の方々にお越しいただける空間づくりに取り組むとともに、展覧会の充実をはじめ、適切な運営形態についても、引き続き検討を進めてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・京都市美術館再整備事業 2 1 5，3 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 6 年 3 月 京都市美術館将来構想策定 平成 2 7 年 1 月 京都市美術館再整備基本計画（案）についての市民意見募集（～ 2 月） 3 月 京都市美術館再整備基本計画策定（予定）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 1
要 望 内 容	回 答		
2 2 1 京都市美術館は直営で運営し，公的役割を果たすこと	○ 京都市美術館における運営形態や職員体制については，今後，再整備を進める中で検討を進めてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・京都市美術館再整備事業 2 1 5，3 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 6 年 3 月 京都市美術館将来構想策定 平成 2 7 年 1 月 京都市美術館再整備基本計画（案）についての市民意見募集（～ 2 月） 3 月 京都市美術館再整備基本計画策定（予定）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 2
要 望 内 容	回 答		
2 2 2 京都市交響楽団の巡回演奏を充実させること。 学校への巡回演奏を行うこと。	○ 京都市交響楽団においては、市内 5 箇所の文化会館を会場に、低料金で身近に生のオーケストラ演奏に親しめる「みんなのコンサート」（プログラムにより 0 歳児から入場可能）を開催しています。さらに、引き続き福祉施設への訪問演奏を実施するほか、地元スポーツ団体や社寺等、京都ならではの場所に出向くなど、市民の皆様に顔の見える活動にも、積極的に取り組んでまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・京都市交響楽団運営補助 6 5 4， 5 8 6 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 3
要 望 内 容	回 答		
2 2 3 早期に文学館を設立すること。	○ 膨大な数の作品等を一つの施設で集約する文学館を建設することは極めて困難です。インターネット等により市内各所の文学ゆかりの地を広くお知らせするなど、文学関連情報の発信に努めてまいります。 (経過・これまでの取組等) 平成 9 年 3 月 京都市文化観光情報システム稼働 ※ 文学関連情報を発信 平成 2 2 年 4 月 京都市文化観光情報システムを「京都観光N a v i」に全面リニューアル 平成 2 3 年 3 月 京都さくらマップ 2 0 1 1 で「文豪たちが描いた桜風景」を特集		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 4						
要 望 内 容	回 答								
六 中小企業，伝統産業・商工業の振興を 2 2 4 失業者・転職者への相談窓口を充実すること。 公的就労制度を創設すること。市独自の雇用創出，企業への要請など，積極的に雇用対策の体制を拡充しさらに取り組むこと。	○ 本市では，雇用対策を推進するに当たり，関係各局が情報交換を積極的に行うなど，全庁体制で取り組んでおります。 ○ 失業者・転職者への相談窓口については，国，京都府及び関係機関と十分に連携を図りながら各種の雇用対策を実施しており，求職中で生活にお困りの方などを対象に，パーソナルサポーターによるマンツーマンの寄り添い支援を行う「京都自立就労サポートセンター」を，京都ジョブパーク内に設置しています。 また，平成 2 4 年 1 2 月に 4 箇所ですtartした「福祉・就労支援コーナー」について，平成 2 6 年度は 3 箇所増設し，現在 1 0 箇所へと拡大しています。今後も国との連携を図りながら，生活保護受給者等の生活と就労の一体的な支援に向け取り組んでまいります。 ○ 本市独自の支援事業としては，インターネットで京都企業の情報を発信する「京のまち企業訪問」で，3，2 0 0 社を超える京都企業の魅力を紹介し，求職者の企業理解の促進を図っています。また，平成 2 7 年 1 月には，京都商工会議所との共催で，「京のまち企業訪問」の掲載企業約 8 0 社が参加する「合同企業説明会」を実施し，求職者と掲載企業とのマッチングを支援します。さらに，平成 2 6 年度からの新たな取組として，参加者の職業観・勤労観の育成を図ることを目的に，約 4 0 社の企業が参加する「業界研究会」を開催しました。 ○ 引き続き，求職者の就職活動及び中小企業における人材確保の支援に努めてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） <table><tr><td>・京都企業・就業情報データベースシステムの運営</td><td>1，4 9 2 千円</td></tr><tr><td>・京都企業魅力発信「京のまち企業訪問」運営事業</td><td>7 2，1 0 0 千円</td></tr><tr><td>・京都市フルカバー学生等就職支援事業</td><td>7 6，5 1 3 千円</td></tr></table> （次ページに続く）			・京都企業・就業情報データベースシステムの運営	1，4 9 2 千円	・京都企業魅力発信「京のまち企業訪問」運営事業	7 2，1 0 0 千円	・京都市フルカバー学生等就職支援事業	7 6，5 1 3 千円
・京都企業・就業情報データベースシステムの運営	1，4 9 2 千円								
・京都企業魅力発信「京のまち企業訪問」運営事業	7 2，1 0 0 千円								
・京都市フルカバー学生等就職支援事業	7 6，5 1 3 千円								

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 4
要 望 内 容	回 答		
	(経過・これまでの取組等) 平成 2 5 年 9 月・1 2 月，平成 2 6 年 2 月，1 2 月 京都労働局，京都府等とともに，経済団体に対して求人確保や就労条件の改善等の要請を実施		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 5
要 望 内 容	回 答		
2 2 5 中小企業に対する本市制度融資の保証料のさらなる軽減・補給を行うこと。返済猶予期間を3年に延長し、利子補給を実施すること。	○ 保証料や利子については、本来、融資を利用する者が負担すべき性質のものであること、多額の財政負担を伴うものであることから、一律にその軽減や補給を実施する考えはありません。 なお、経営改善に取り組む中小企業への支援施策として、経営診断と合わせた保証料割引の制度である「いきいき割引」や、国の「経営力強化保証」に対応した「中小企業緊急経営あんてい融資」を実施しており、これらを利用いただくことで、中小企業の負担軽減に努めています。 また、返済猶予期間の長期化による負担軽減は、後年度の返済負担金額が大きくなり、中小企業の経営を圧迫するおそれがあることから実施は考えておりません。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 6
要 望 内 容	回 答		
2 2 6 市に融資受付窓口を設置し，市が責任をもつ「あっせん融資制度」を復活させること。保証協会による保証渋り，金融機関による貸し渋りが行われないように，強力に指導すること。	○ 本市融資制度の利用に際しては，市内 2 0 0 店舗を超える金融機関の窓口で直接申込みが行える方式を採用することで，利用者の利便性の向上や融資手続の迅速化を図っていることから，本市による融資あっせん業務を再構築することは検討しておりません。 地元金融機関，保証協会については，金融円滑化法終了後も積極的に中小企業の資金繰りを支援しており，貸し渋りや保証渋りのような状況は発生していないと認識しております。 また，年度末に向けては，中小企業の資金需要が高まることから，地元金融機関，保証協会に対し，円滑な資金供給への対応を府と共同で要請してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 7
要 望 内 容	回 答		
2 2 7 公 共 事 業 ・ 物 品 購 入 に つ い て ， 地 元 業 者 へ の 優 先 発 注 を 行 う こ と 。 中 小 企 業 発 注 率 ・ 発 注 額 と も に 引 き 上 げ る こ と 。 分 離 ・ 分 割 発 注 に つ と め る こ と 。	○ 本市の公共事業については、法令上の制約のある政府調達協定の対象となる案件や特別な技術力を要する案件を除き、可能な限り「京都市域に本店があること」を条件とするとともに、大規模工事においても、工種ごとに分けて分離・分割を行うことにより、市内中小企業に発注することとしています。 また、政府調達協定の対象となる案件においても、市内中小企業が元請として参画できるよう、異業種共同企業体方式を採用するほか、橋りょうなど高度な技術力を要する案件においても、市内中小企業を構成員の一員とすることを条件とする共同企業体方式を採用するなどの工夫を重ねています。 その結果、市内中小企業との契約件数は9割に近い高い比率を維持しています。 ○ 市内中小企業の下請への参入については、入札公告及び契約約款において、下請契約等での市内中小企業の選定に努めるよう明記するとともに、市外企業を下請負人に選定した元請企業には「市外業者選定理由書」の提出を求めており、これらの結果、下請企業総数に占める市内中小企業の割合は8割に近い比率となっています。 平成26年6月からは、契約課ホームページ（入札情報館）に市内中小企業の受注機会の拡大に関するコーナーを開設し、下請契約への市内中小企業選定に係る要請等を掲載するなど、市内中小企業の受注機会の更なる拡大を図っております。 総合評価方式においても、下請事業者総数に占める市内企業の割合に加えて、市内産材を使用している事業者への評価を新たに導入するなどの取組を行っています。 ○ 今後も引き続き、市内中小企業の受注機会の更なる拡大に向けた取組を進めてまいります。		

平成 2 7 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 8
要 望 内 容	回 答		
2 2 8 伝統産業従事者設備改修等事業補助制度の拡充を図ること。新商品の開発、販路の開拓・拡大を支援すること。従事者の賃金及び工賃の底上げを図ること。	○ 伝統産業従事者設備改修等事業補助制度については、伝統産業従事者にとって更に利用しやすい制度となるよう、本制度に関する意見や要望を制度に反映させ、平成27年度も継続して実施してまいります。 ○ 新たな販路開拓のため、パリ及び上海において、見本市への出展や展示商談会を実施する「京もの海外進出支援事業」を実施するほか平成27年に迎えた琳派四〇〇年に合わせ、これまで開発した琳派をテーマとする新商品の販売支援を行い、文化・芸術と連携した販路開拓を行うなど新たな需要や販路の開拓につながる取組を、引き続き積極的に行い、着実に成果に結び付けてまいります。 ○ 工賃の引き上げについては、丹後地区絹織物業最低工賃が平成26年10月1日から改正されたことを受け、西陣織工業組合が京都市内の組合員に対し、その工賃基準以上の金額で業務を委託するよう周知しているところであり、本市も必要に応じて周知に協力してまいります。 （平成27年度予算額） ・伝統産業従事者設備改修等事業補助制度 20,000千円 ・京もの海外進出支援事業 29,000千円【新規】 ・琳派四〇〇年記念による伝統産業振興事業 20,000千円 ・販路開拓・産地商品宣伝事業 26,585千円 （経過・これまでの取組等） ＜伝統産業従事者設備改修等事業補助制度＞ （平成26年度） 予算額 ：24,500千円 （当初10,000千円、9月補正14,500千円） 交付件数 ： 31社		

（次ページに続く）

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 8
要 望 内 容	回 答		
	交付先業種：西陣織 5 件，京友禅（浸染含む） 9 件，京鹿の子絞 2 件，京焼・清水焼 1 1 件，京指物 1 件，京七宝 1 件，清酒 1 件，京菓子 1 件 < 京都ブランド海外市場開拓事業 > (平成 2 6 年度) ・上海における国際見本市出展 会 期：平成 2 6 年 9 月 1 8 日～2 0 日 参画事業者数： 9 社 ・パリにおける展示商談会・国際見本市 会 期：平成 2 7 年 1 月 2 0 日～3 1 日（展示商談会）， 2 3 日～2 7 日（国際見本市） 参画事業者数：1 7 社 < 琳派四〇〇年記念事業の実施 > (平成 2 6 年度) ・「琳派×デザインコンペティション」 募 集：平成 2 6 年 6 月 1 0 日（火）～平成 2 6 年 9 月 2 2 日（月） 展示期間：平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日（金）～1 1 月 2 日（日） 京都市琳派賞 8 点を選定 ・「琳派をテーマとした京もの高級ギフト商品開発支援」 プロデューサー監修の下，デザイナー 2 名と職人 6 名による高級ギフト新商品を開発中 平成 2 7 年 3 月，東京においてお披露目展示会を実施予定。 ・「伝統産業の日 2 0 1 5」 毎年 3 月に実施している「伝統産業の日」において，テーマを琳派とし，関連事業を実施 ・「伝統産業界の琳派関連事業への支援」 伝統産業界が実施する「伝統産業の日」関連事業において，琳派をテーマとする展示会等へ補助金交付等の支援を行う。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 9
要 望 内 容	回 答		
2 2 9 西陣織物産地の絹織物職人の工賃の引き上げ， 道具類の確保，織機等のメンテナンスを担う人材の養成と確保を行うこと。これらを具体化する振興協議会をつくること。	○ 工賃の引き上げについては，丹後地区絹織物業最低工賃が平成 2 6 年 1 0 月 1 日から改正されたことを受け，西陣織工業組合が京都市内の組合員に対し，その工賃基準以上の金額で業務を委託するよう周知しているところであり，本市も必要に応じて周知に協力してまいります。 ○ 道具類の確保，織機等のメンテナンスを担う人材の養成と確保については，「京都伝統産業道具類協議会」において，その安定的な確保などに向けた取組を引き続き進めてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・ 伝統産業道具類等確保事業 5 0 0 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 0
要 望 内 容	回 答		
2 3 0 事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。大規模小売店舗立地法は需給調整が可能となるよう法改正を国に求めること。	○ 平成 1 8 年のいわゆる「まちづくり三法」の見直しでは、大規模小売店舗立地法が法の目的である周辺生活環境保持の機能を果たしていると評価されており、商業調整は行わないという国の経済政策の方向性は堅持されております。 ○ また、「京都市商業集積ガイドプラン」は、無秩序な商業開発の抑制と、地域の特性に応じた大規模小売店舗の誘導・規制に大きな効果を上げております。 ○ 今後とも、大規模な商業開発を適切に誘導し、地域の特性に応じた魅力ある商業集積の実現を目指す「京都市商業集積ガイドプラン」を適正に運用し、都市構造に影響を与えないよう、本市の都市づくりの目標に整合した商業集積の形成を図ってまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 1								
要 望 内 容	回 答										
2 3 1 「商店街振興条例」と「アクションプラン2 0 1 1」の具体化，推進に当たっては，真に小売店・商店街の振興をはかるものとする。空き店舗の効果的活用をはかること。区役所に商工業振興対策の窓口を設置すること。	○ 本市では，商店街のアーケード施設や街路灯等の共同施設の設置改修，空き店舗の活用を支援する「商店街等環境整備事業」及び研修事業や計画策定，地域の団体と連携して実施するイベント事業等に支援する「商店街等競争力強化事業」により，地域コミュニティの核である商店街の振興を図っております。 引き続き，「京都市商店街の振興に関する条例」の理念を踏まえつつ，「京都市商業活性化アクションプラン2 0 1 1」に掲げる 1 0 の重点戦略を推進し，小売店・商店街の更なる振興を図ってまいります。 ○ 現在のところ，区役所における窓口設置は考えておりませんが，平成2 4年4月に，本市と京都商工会議所等の相談窓口の一元化を図り，新たに1 0名の経営支援員を配置し，市内5箇所の地域に根差した相談窓口で，多様な経営・金融支援等が受けられるなど，中小企業支援体制の強化を図ったところです。今後とも，積極的な訪問相談活動等を実施することで，厳しい経済環境にある中小企業の支援を継続してまいります。 (平成2 7年度予算額) <table><tr><td>・商店街等環境整備事業</td><td>3 4，0 0 0千円</td></tr><tr><td>・商店街等競争力強化事業</td><td>1 7，2 8 0千円</td></tr><tr><td>・「京都市商業活性化アクションプラン2 0 1 1」総合推進事業</td><td>6 5 5千円</td></tr><tr><td>・商店街街路灯L E D化推進事業</td><td>5，0 0 0千円</td></tr></table> (経過・これまでの取組等) 平成2 2年4月 「京都市商店街の振興に関する条例」施行 平成2 3年3月 「京都市商業活性化アクションプラン2 0 1 1」策定			・商店街等環境整備事業	3 4，0 0 0千円	・商店街等競争力強化事業	1 7，2 8 0千円	・「京都市商業活性化アクションプラン2 0 1 1」総合推進事業	6 5 5千円	・商店街街路灯L E D化推進事業	5，0 0 0千円
・商店街等環境整備事業	3 4，0 0 0千円										
・商店街等競争力強化事業	1 7，2 8 0千円										
・「京都市商業活性化アクションプラン2 0 1 1」総合推進事業	6 5 5千円										
・商店街街路灯L E D化推進事業	5，0 0 0千円										

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 2
要 望 内 容	回 答		
2 3 2 堀川団地再整備にあたっては、商店、関係者の意見が反映されるようにすること。	○ 京都府住宅供給公社が所有・管理している堀川団地の再生については、現在、京都府及び京都府住宅供給公社が、団地入居者や商店街組合等へ御意向の聞き取りを行いながら、堀川再生方針である「アートと交流」をテーマに、伝統産業の振興と地域の活性化、団地再生が両立するような再整備計画の検討を進めています。併せて、中 2 棟（出水 1， 2）の改修工事が、平成 2 5 年 1 2 月から平成 2 6 年 7 月に先行して実施されました。 ○ 京都府及び京都府住宅供給公社は、平成 2 5 年 9 月以降、それまでの整備方針に反対していた商店街に対して意向調査を実施し、対応案を検討した結果、「中 4 棟改修・南北 2 棟建替え」及び「西陣アート&クラフトセンター（仮称）」の設置を軸とした整備方針に見直しを行うこととし、平成 2 6 年 7 月から 8 月にかけて、その整備方針を商店街及び団地住民に対して説明し、今後は、各店舗及び団地住民に個別の意向確認を行う予定としています。 ○ 本市としては、京都府に対し、地域住民や商店等の関係者の御理解を得たうえで、本市のまちづくりの考え方を十分に踏まえた再整備計画となるよう、引き続き働き掛けていくとともに、庁内関係部局及び京都府の関係部局との連携を図りながら、事業計画の具体化に合わせて、堀川団地再生に係る支援策について検討を進めてまいります。 （経過・これまでの取組等） 平成 2 1 年 4 月～ 9 月 「堀川団地まちづくり懇話会」開催（合計 3 回開催）（堀川団地の歴史と現状、アンケート調査結果、提言の論点等） 6 月 まちづくりトーク（多様な地域住民・団体による意見交換） 平成 2 2 年 4 月 『堀川団地再生への提言』の公表 8 月～ 「堀川団地まちづくり協議会」の開催 （これまでに合計 1 3 回開催） （次ページに続く）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答			NO.	2 3 2
要 望 内 容		回 答		
		平成 2 4 年 9 月 国庫補助事業「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」に選定 9 月～平成 2 5 年 2 月 「堀川団地再生・事業推進委員会」の開催（計 5 回） （堀川再生方針案，事業スキーム案，公募要件の概要の素案等） 平成 2 5 年 5 月 外観デザイン等の調整を行うマスターアーキテクトの選定，中 2 棟（出水 1， 2）の協働事業者の選定 1 2 月 中 2 棟（出水 1， 2）改修工事の着工 平成 2 6 年 3 月 外観デザインガイドライン（案）等の作成 7 月 中 2 棟（出水 1， 2）改修工事の竣工 団地住民及び商店街に対する整備方針見直しの説明 1 2 月 堀川団地入居者公募選考委員会の開催 平成 2 7 年 1 月 「西陣アート&クラフトセンター（仮称）」整備運営計画に係る事業者を選定 ※ 上記の取組は，京都府及び京都府住宅供給公社が取組主体であり，本市は「堀川団地まちづくり懇話会」「堀川団地まちづくり協議会」「堀川団地再生・事業推進委員会」，「堀川団地入居者公募選考委員会」に委員やオブザーバーとして参画しています。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 3
要 望 内 容	回 答		
2 3 3 中小企業支援センターでの経営相談を復活させること。市内五カ所に新たに設置された経営相談体制の充実をはかること。	○ 平成 2 4 年 4 月に、中小企業の視点に立った経営支援を、より効率的かつ効果的に実施するため、本市と一体となって経営相談窓口を運営している京都商工会議所中小企業経営支援センターの各支部において、経営支援員による窓口・訪問相談の実施をはじめ、中小企業診断士による専門相談や経営、法務、財務、税務、労務、技術等様々な分野に係る専門家派遣を実施しており、中小企業が抱える多様な課題に対応が可能な体制を構築しております。 (平成 2 7 年度予算額) ・ 中小企業経営支援体制の強化 7 2, 0 0 0 千円 ・ 中小企業創業・経営支援事業 1 5, 0 1 2 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 4
要 望 内 容	回 答		
2 3 4 買い物弱者対策について，産業観光局・保健福祉局・都市計画局等関係局が連携を強め，早急に具体化すること。また，地元の事業者，団体と協力すること。	○ 本市では，平成 2 5 年度及び 2 6 年度に，普段の買い物に不便を感じる高齢者等の生活利便性を向上させる目的で，市内の中小小売業者，商店街等が新たに行う取組を支援する京都市買い物環境支援事業をソーシャルビジネス支援事業の一環として実施いたしました。 ○ 本事業においては，買い物弱者の利便性向上に向けた取組として，以下の事例が見られました。 ・民間事業者がビジネスとして実施する収益性が高い取組 ・商店街等が地域密着を高めるために実施する福祉性が高い取組 ○ 本市としては，国の支援施策や関係機関が提供するサービス等の情報を提供するとともに，商店街等支援事業の支援メニューやソーシャルビジネス支援の取組の中でサポートしてまいります。 ○ また，支援が必要な高齢者に対しては，現在，介護保険による訪問介護サービスの一環としてホームヘルパーが買い物の代行等を行っており，引き続き，適切な生活支援サービスが提供されるよう，関係機関とも連携を図ってまいります。 （経過・これまでの取組等） 平成 2 3 年 9 月～ 買い物環境実態調査の実施 1 0 月～ ネットスーパー社会実験の実施 平成 2 5 ～ 2 6 年度 京都市買い物環境支援事業の実施		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 5
要 望 内 容	回 答		
2 3 5 京都の歴史的景観や伝統的建造物，優れた芸術文化，世界遺産などを生かした観光振興対策を強化し，M I C Eや富裕層対策に偏らず滞在型観光客とリピーターの増加を図ること。	○ 「東京オリンピック・パラリンピック」等の開催に向け，今後，日本文化の世界への発信を強化するとともに，日本文化の源泉である京都において，多くの日本人が様々な文化コンテンツに触れる・体験することを目指し，「京都暮らし旅・通年型観光の推進」に引き続き取り組んでまいります。 ○ 平成 2 6 年 1 0 月に策定した「京都観光振興計画 2 0 2 0」に基づき，体験型メニューの充実などによる「朝観光」や施設の夜間開館促進などによる「夜観光」の推進といった，宿泊・滞在の長期化やリピーターの来訪を促進する観光素材の充実や情報発信の強化を図ってまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・ 観光を基軸とした魅力発信事業「京都・暮らし旅～通年型観光の推進～」 1 6 , 0 0 0 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 6
要 望 内 容	回 答		
2 3 6 日本映画発祥の地にふさわしい映画振興へ，商店街，大学，地元住民や関係者と連携し，振興への具体的な取り組みの支援を行うこと。	○ これまでから実施している「映画のまち・京都」にふさわしいロケ支援の充実やフィルムツーリズムの推進に加え，平成 2 6 年から新たに海外市場へ向けた京都の映画等映像コンテンツの流通促進支援を開始，さらに現地の映像製作会社等に共同製作の提案を進めるなど，今後も映画振興のために取り組んでまいります。 ○ また，マンガ・アニメ，ゲーム，映画などの京都のコンテンツ産業の更なる発展と振興及びクロスメディア展開を促進するため，オール京都の産学公連携のもとに実施している「KYOTO CMEX (KYOTO Cross Media Experience)」を，各種イベントが連携して実施される世界最大規模の統合的フェスティバル「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の一環として，引き続き開催してまいります。 ○ さらに，これまで「京都映画祭」や「京都映像フォーラム」等の映画文化振興施策を展開してまいりましたが，今後も，大学，地元住民や関係者と緊密に連携しつつ，平成 2 6 年度に創設された「京都国際映画祭」への支援等を通じて，特に若手製作者の育成に努めてまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・コンテンツ産業推進事業 7 2, 0 0 0 千円【充実】 ・京都国際映画祭 5, 0 0 0 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 9 年 1 2 月 第 1 回京都映画祭の開催※以降，隔年で開催 (平成 1 5 年度のみ延期，平成 2 4 年度終了) 平成 1 7 年 2 月 京都市ロケーション・ヘルプデスクの設置 平成 2 1 年 9 月，1 0 月 KYOTO CMEX 2 0 0 9 の開催 ※ 以降，毎年開催 (次ページに続く)		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 6
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 1 年 1 1 月 第 1 回京都映画文化会議の開催※以降，毎年開催 （平成 2 4 年度以降休会，平成 2 6 年度廃止） 1 2 月 京都市フィルム・オフィスの開設 平成 2 5 年 1 0 月 京都を題材にした映画製作の振興 1 1 月 京都映像フォーラムの開催 京都市メディア支援センターの開設 平成 2 6 年 4 月 立誠シネマ×シネマカレッジ京都開始 1 0 月 第 1 回京都国際映画祭の開催		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 7
要 望 内 容	回 答		
七 農林業の振興を 2 3 7 農業予算を大幅に増額し、後継者の育成、販路の拡大、耕作放棄地の集落営農への支援を強めること。	○ 農業の後継者育成については、研修会や個別相談等を実施するとともに、平成 2 2 年度からは新規就農者の営農支援にも取り組んでおります。今後も支援内容をより充実したものとなるよう関係機関と連携しながら進めてまいります。 ○ 販路については、京の食文化を支える京野菜の生産拡大、販売促進に取り組むとともに、伏見地域における酒造産業や観光産業と連携した地産地消の仕組みの更なる拡大を図ってまいります。 ○ 耕作放棄地の解消については、各所有者の事情に応じて個別に対応しているところですが、中間管理機構と連携して、地域の中心的な経営体への農地集積に協力する農地所有者や地域に交付する「機構集積協力金」の活用により、農地が有効利用されるように取り組んでまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・担い手育成支援事業 9, 6 7 6 千円 ・新規就農総合支援事業 ～農力開発～ 4 2, 7 2 0 千円 ・京の食文化を支える京野菜の生産・流通・消費体制強化事業 1 1, 4 0 0 千円 ・山村地域担い手育成定着支援 2 8, 0 0 0 千円【新規】 ・生産技術高度化施設導入事業 1 9 7, 9 0 0 千円【新規】 ・伏水・蔵まち構想の推進 1, 0 0 0 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 8
要 望 内 容	回 答		
2 3 8 市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の 追い上げ、捕獲を強化すること。有害鳥獣被害対策を 抜本的に強化し予算を大幅に増額すること。シカの頭 数を大幅に減らすこと。	○ 有害鳥獣の対策については、農家団体への防除柵の設置助成や地域ぐるみの鳥獣 対策への支援など防除対策を進めるとともに、猟友会等の協力による捕獲対策を推進 しています。 ○ シカ、イノシシについては、市内農協や森林組合、本市等で構成する「京都市農 林作物鳥獣被害対策協議会」の取組（＊）と連携して、防除対策の推進、捕獲の強 化に取り組んでまいります。 特に、シカについては、平成 2 6 年度から本市独自の奨励金を設け、集中的な捕 獲を実施しており、引き続き捕獲強化に取り組んでまいります。 ○ サルについては、京都府や大津市等とも連携し、引き続き、地域の被害状況に応 じた追い払いと捕獲に取り組んでまいります。 ○ アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、専門機関の 協力による捕獲に取り組んでおり、引き続き、関係局・区とも連携を強化し、市域 からの根絶を目指した取組を継続してまいります。 ○ 今後とも、被害防止の推進のため、関係局区で構成する「京都市野生鳥獣被害対 策会議」において連携を図り、全庁を挙げて有害鳥獣対策を推進してまいります。 （＊）「京都市農林作物鳥獣被害対策協議会」では、国や府の制度も活用しながら、 防除柵の設置や捕獲活動の支援など総合的な有害鳥獣被害防止対策を推進して います。 （次ページに続く）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 8
要 望 内 容	回 答		
	(平成 2 7 年 度 予 算 額) ・ 野生鳥獣による生活環境被害防止対策及び自主防除組織支援対策5, 7 0 3 千円 ・ 有害鳥獣被害防止対策事業8, 0 0 0 千円 ・ 有害鳥獣捕獲事業1 6, 2 3 5 千円 ・ 有害鳥獣等許可業務4, 2 0 6 千円 ・ 農林作物鳥獣被害対策支援事業3, 6 7 5 千円 ・ 総合獣害対策モデル事業8 2, 0 0 0 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 9
要 望 内 容	回 答		
2 3 9 枯死木対策にとどまらず，ナラ枯れ・松枯れ対策を抜本的に強めること。	○ ナラ枯れ及び松枯れ対策については，国及び府と連携し，引き続き，危険防止や伐倒駆除に取り組むとともに，景観保全に重点を置いて，ヤマザクラやモミジ等の四季の彩りが感じられる樹種を選定し被害跡地の植栽を行うなど，京都らしい山並みへ再生させる取組を推進してまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・ 四季・彩りの森復活プロジェクト 4 2，0 0 0 千円 ・ 森林病虫害被害防止対策事業 1 9，1 6 6 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 0
要 望 内 容	回 答		
2 4 0 荒廃した森林の再生をはかること。	○ 放置され荒廃した森林については、土砂流出防止をはじめ森林の多面的機能の持続的な発揮に向けた適地適木による森づくりを進めるための調査を行ってまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・京の森再生事業 4, 6 0 0 千円【新規】		

平成 2 7 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 4 1												
要 望 内 容	回 答														
2 4 1 北山杉をはじめ林業の振興を図ること。 ・ 公共建築物等への京都産材の活用をオール京都市ですめること。 ・ みやこ柚木制度の活用条件を緩和し、新築や店舗，工務店・設計士にも広げること。 ・ 間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用をはかること。	○ 学校図書館において「みやこ柚木」を利用した木材製品を整備するなど，平成 2 5 年 9 月に策定した「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」に基づき，本市が率先して公共建築物等における「みやこ柚木」の利用に努めることにより，民間における利用の拡大につなげてまいります。 ○ また，平成 2 5 年度からは，「みやこ柚木」を利用する民間住宅のリフォームに限定していた補助の対象を新築住宅や店舗にまで拡大するとともに，「みやこ柚木認証制度」を運用する京都市域産材供給協会の活動を引き続き支援し，安定した供給体制の確立に努めるなど，民間における市内産木材の需要拡大に取り組んでいます。 ○ さらに，既に実施中のペレットストーブやボイラーの導入経費の補助を継続することにより，引き続き木質ペレットの普及に努めるほか，間伐材等の利活用についても検討を重ねてまいります。 (平成 2 7 年度予算額) <table><tr><td>・ 学校図書館活用推進事業（備品整備）</td><td>4 9，5 7 2 千円</td></tr><tr><td>・ 市内産木材活用林道改良事業</td><td>2 1，0 0 0 千円</td></tr><tr><td>・ 地域産材利用促進強化事業</td><td>1 0，9 5 0 千円</td></tr><tr><td>・ 木質ペレット需要拡大事業</td><td>2 6，6 0 0 千円</td></tr><tr><td>・ 木質資源利用推進事業</td><td>3，5 0 0 千円</td></tr><tr><td>・ 市内産木材総合需要拡大事業</td><td>3 3 7，0 0 0 千円【新規】</td></tr></table>			・ 学校図書館活用推進事業（備品整備）	4 9，5 7 2 千円	・ 市内産木材活用林道改良事業	2 1，0 0 0 千円	・ 地域産材利用促進強化事業	1 0，9 5 0 千円	・ 木質ペレット需要拡大事業	2 6，6 0 0 千円	・ 木質資源利用推進事業	3，5 0 0 千円	・ 市内産木材総合需要拡大事業	3 3 7，0 0 0 千円【新規】
・ 学校図書館活用推進事業（備品整備）	4 9，5 7 2 千円														
・ 市内産木材活用林道改良事業	2 1，0 0 0 千円														
・ 地域産材利用促進強化事業	1 0，9 5 0 千円														
・ 木質ペレット需要拡大事業	2 6，6 0 0 千円														
・ 木質資源利用推進事業	3，5 0 0 千円														
・ 市内産木材総合需要拡大事業	3 3 7，0 0 0 千円【新規】														

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 2
要 望 内 容	回 答		
2 4 2 食料自給率を 5 0 % に引き上げるよう国に求めること。本市においても，地産地消をすすめること。	○ 食料自給率については，関係機関と連携して新規就農者等の育成及び支援に取り組み，農地の有効利用を図るとともに，経営所得安定対策の推進や価格安定制度の活用など農家の経営安定対策を実施し，その向上に努めてまいります。 ○ 地産地消については，京の食文化を支える京野菜の生産拡大，販売促進を図るとともに，伏見地域における酒造産業や観光産業と連携した地産地消の仕組みの更なる拡大を図ってまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・新規就農総合支援事業 ～農力開発～ 4 2， 7 2 0 千円 ・野菜経営安定対策 6 1 3 千円 ・農産物価格安定対策 9 0 千円 ・京の食文化を支える京野菜の生産・流通・消費体制強化事業 1 1， 4 0 0 千円 ・伏水・蔵まち構想の推進 1， 0 0 0 千円 (経過・これまでの取組等) ＜平成 2 6 年度実績＞ ・農産物価格安定対策 春キャベツ（洛南，上鳥羽） 契約数量 4 0 4 トン 夏秋なす（大原野） 契約数量 1 3 4 トン ・野菜経営安定対策 青とうがらし（京北） 契約数量 1 8． 2 トン みず菜（京北） 契約数量 8． 9 トン 小豆（京北） 契約数量 1． 7 トン ・経営所得安定対策制度加入件数 京都市地域再生協議会 1， 8 8 4 件 京北地域再生協議会 5 1 9 件		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 3
要 望 内 容	回 答		
2 4 3 農 業 委 員 会 の 権 限 を 縮 小 す る と と も に 株 式 会 社 の 参 入 を 誘 引 す る ， 政 府 方 針 に 反 対 す る こ と 。	○ 現在進められている農業委員会制度の改革については，改革後においても本市農業委員会が，農家と農地を守り地域を活性化させるための組織体制を維持し，求められる業務を適正かつ円滑に遂行するために必要な財源の確保などを，国に求めているところです。		